退職・休職したかたがいたら（一括徴収）・・・・・・

1　退職・休職後の税額（未徴収税額）について、退職金や給与からまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。

2　令和８年６月から令和８年12月までに退職した場合は、本人の申出により一括徴収することができます。

3　<u>令和９年１月から令和９年４月までに退職した場合は、本人の申出とは関係なく一括徴収することが地方税法において義務づけられています。</u>

※退職の場合、「給与・賞与支払額」、「社会保険料控除額」欄にもご記入ください（来年度の課税資料となります。）。

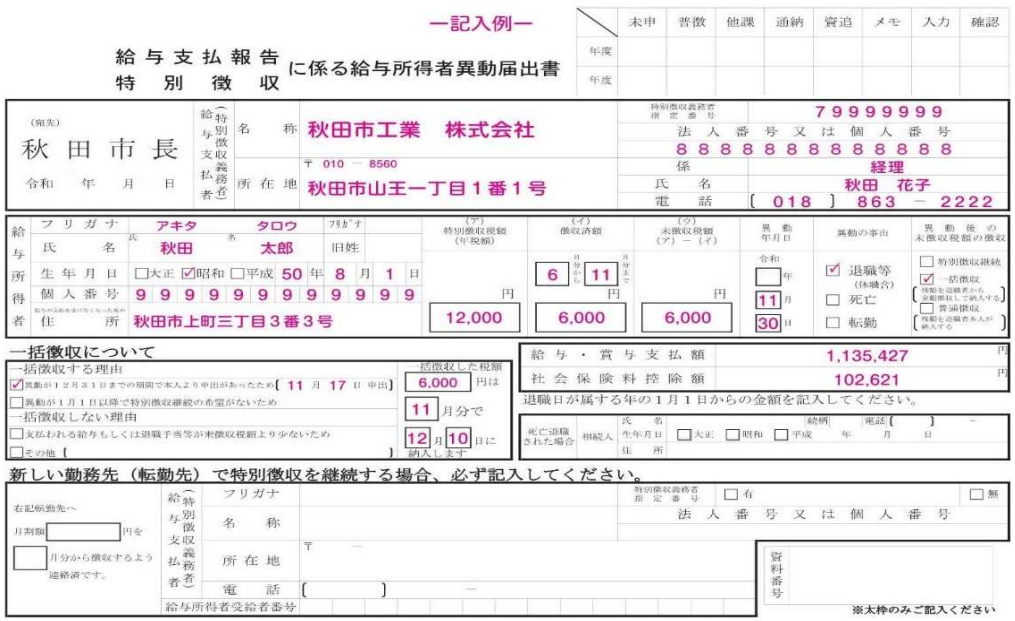

退職・休職したかたがいたら（普通徴収）・・・・・・

1　令和８年６月から令和８年12月までに退職・休職し、一括徴収の申出がない場合、特別徴収できなくなった税額（未徴収税額）は普通徴収という方法で本人に納付していただきます。

普通徴収の納期は６月、８月、10月、１月の４回となります。

なお、各月末日が日曜、祝日のときはその翌日、土曜のときは翌々日が納期限となります。

そのため、退職の時期により１～４回に分けて納付していただくことになりますので、退職されるかたにもあらかじめご説明ください。

2　右の例では、（ウ）未徴収税額6,000円を１月納期の１回で納付していただくことになります。

3　令和９年１月から令和９年４月までの退職・休職で一括徴収できない場合は、その理由をご記入ください。
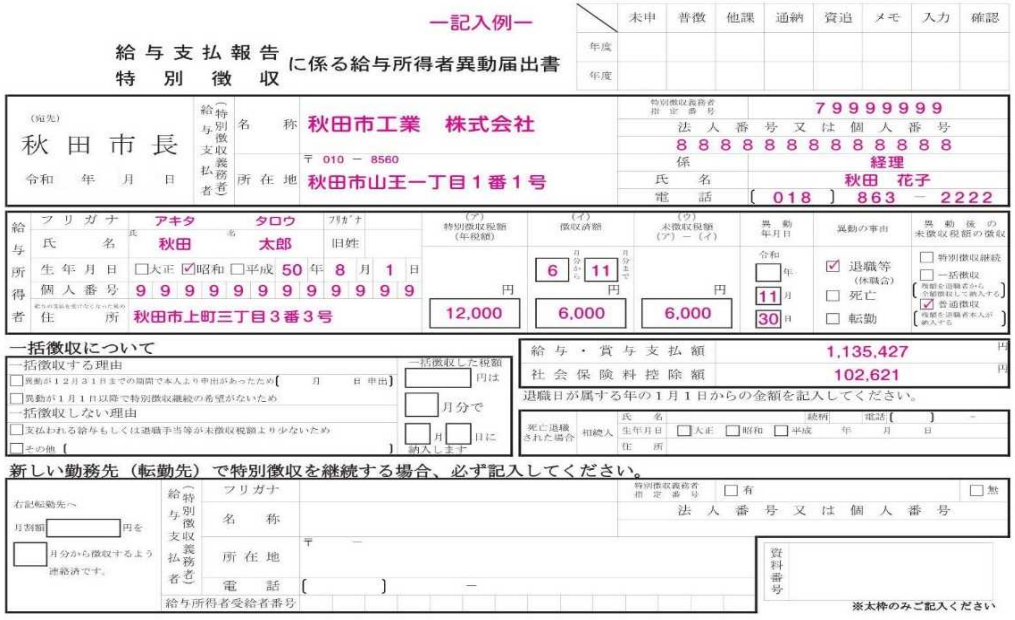
※　退職の場合、「給与・賞与支払額」、「社会保険料控除額」欄にもご記入ください（来年度の課税資料となります）。